

## ◎投票所が変更になる地区があります！

今回の選挙では、一部投票区において投票所を変更します。

投票区	変更後	変更前
第 19 投票区	水道町四丁目自治会館	水道町保育園
第 32 投票区	分水公民館	分水ショッピングパークパコ

## ◎投票所が分からない場合

スマートフォンなどで右記の二次元コードを読み込むと、「投票所一覧」のページが表示され、投票所周辺の地図を見ることができます。

「投票所一覧」  
はこちら▶



## ◎投票所入場券の送付

選挙の告示日までに郵送で世帯主にお届けします。1枚のシール式はがきに家族6人分までの入場券が連記されていますので、各自切り離して投票所にお持ちください。投票は入場券に記載の投票所で行ってください。

入場券が届かなかったり、なくしてしまった場合は、投票所の係員へ申し出てください。選挙人名簿に登録されている人は本人確認が取れた場合、投票することができます。

## ◎投票日当日の投票所では

■投票時間 7:00~20:00

■投票の仕方

新潟県知事選挙は記名式です。投票用紙に候補者の氏名を1人だけ書いて投票してください。

■投票用紙が書きづらい人は申し出てください

病気やけが、目が不自由などの理由で投票用紙が書きづらい人は申し出てください。各投票所では、すべり止めシートや、投票用紙が見えづらい人向けに投票用紙を挟むと、触るだけで記入位置が分かる記載補助具を用意しています。点字による投票や係員が選挙人に代わって投票用紙の記入を行う代理投票もご利用いただけます（付添人が代理で投票用紙を記載することはできませんのでご注意ください）。

## ◎不在者投票

①病院や介護施設などに入院・入所していて、投票日当日、投票所に行けない人は、病院などが「不在者投票指定施設」の場合、その施設で投票することができます。

②仕事や旅行などで燕市外に滞在中の人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票することができます。

③身体に重度の障がいのある人は、「郵便等による不在者投票制度」により自宅で投票することができます。

※①～③のいずれかを利用する場合は、事前に各種手続きが必要です。入院・入所している病院などの施設、または燕市選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。

不在者投票の  
詳細はこちら▶



## ◎選挙公報

候補者の氏名や経歴、政見、写真などを掲載した選挙公報は、告示日以降に自治会を通じて各世帯に配布します。自治会には5月20日(木)ごろに配達予定です。また、市ホームページでも閲覧できます。

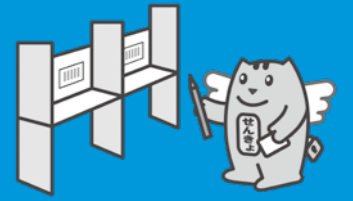
## ◎開票

開票は5月31日(日)の21時から、燕市民体育館(大曲)で行います。参観する人は、会場の係員の指示に従ってご参観ください。

■開票結果

市ホームページで確定次第、開票状況を掲載します。

# 新潟県知事選挙



## 投票日5月31日(日)／告示日5月14日(木)

投票時間 7:00～20:00 ■問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎77・8313

市ホームページ▶

5月31日(日)に新潟県知事選挙が行われます。候補者の政見をよく聞き、棄権しないで投票しましょう。なお、立候補者が定数を超えない場合、投票は行われません。投票の有無は告示日の17時過ぎに決定し、市ホームページで告知します。



## ◎期日前投票

投票日当日、投票に来ることができない人は期日前投票をご利用ください。

期日前投票所 ※お住まいの投票区に関わらずどの会場でも投票できます。

施設名	期日前投票期間	受付時間
市役所(吉田西太田)1階 つばめホール	5月15日(金)～30日(土)	8:30～20:00
燕庁舎(白山町二丁目)1階 エントランスホール		8:30～17:00
分水公民館(分水新町二丁目)1階 第1会議室		

期日前投票宣誓書 ※投票日に投票される方は記入不要です。

私は、選挙の当日、下記の事由に該当する見込みであることを誓います。  
○仕事・学業・冠婚葬祭 ○病気・けが・出産など ○他市町村に住所移転  
○旅行・買物などで外出 ○交通至難の離島に滞在 ○天災又は悪天候など

燕市選挙管理委員会委員長 宛 令和 年 月 日

住所 燕市

氏名 生年 明・大 年月 日 昭・平

表面に記載されている方がお書きください。

※1 分水公民館の改修工事終了に伴い、分水地区の期日前投票所を分水公民館に変更します。今回の選挙から、分水総合体育館は期日前投票所ではなくなります。

※2 燕庁舎と分水公民館は市役所よりも早く受付が終了します。また、市役所は投票日近くなると大変混雑します。

※3 期日前投票は、お住まいの地域に関係なくどの会場でも投票できます。

◀入場券の裏面が「期日前投票宣誓書」になっています。事前に記入してお持ちいただくと受付が早く済みです！

## ◎投票できる人

次の要件を満たす人

①平成20年6月1日以前に生まれた人

②令和8年5月13日現在で燕市の住民基本台帳に登録されてから3カ月以上経過した人（令和8年2月13日以前に住民票が作成された人）

※①②を満たしていても、投票前に県外へ転出した人や、法律の定めるところにより選挙権が停止中の人は投票できません。

※令和8年2月14日以降に県内の他市町村から燕市に転入した人は、前住所地での投票となります。また、反対に燕市から県内の他市町村へ転出した人は燕市での投票となります。**転入・転出した人が投票するときは、「居住証明書」が必要**です。証明書は投票所でも受付・確認ができますが、発行手続きに約20分かかります（事前に交付を受けるとスムーズに投票ができます）。証明書は旧住所地または、新住所地の市町村で無料交付します。

■市内転居した人

令和8年4月21日以降に市内で転居した人は、転居する前の住所で選挙人名簿に登録されています。そのため、前住所地の投票所で投票してください。